(b)　両締約国と定期的に協議を行うこと（当該協議の機会は、両締約国に均等に与えるものとする。）及び両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えること。

(c)　この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下すこと。

(d)　裁定に法及び事実に関する認定並びに当該認定の理由を含めること。

(e)　締約国が要請する場合には、第十六・十一条の規定との関連において両締約国が考慮する裁定の実施方法（裁定の実施の期間を含む。）についての提案を裁定に添付すること。

2　仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適当と認める情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

3　仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対して意見書の提出を要請することができる。

4　仲裁裁判所が3の規定により入手した情報については、両締約国による利用を可能としなければならない。

第十六・九条　仲裁裁判手続

1　仲裁裁判は、非公開とする。両締約国は、仲裁裁判所により出席するよう招請された場合に限り、その会合に出席する。

2　仲裁裁判手続の場所は、両締約国の合意により決定されるものとし、また、そのような決定が行われない場合には、仲裁裁判手続の第一回会合は被申立国の首都において行い、その後は両締約国において交互に行うものとする。

3　仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

4　3の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出するよう要請することができる。そのような要請を受けた当該一方の締約国は、当該要請を受け入れ、そのような要約を提出するか、又は理由を示すことを必要とすることなく当該要請を拒否することができる。

5　両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

6　仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに行うものとする。

7　仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）を検討することができるようにするため、その設置の日の後百二十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には六十日以内に、裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該百二十日又は当該六十日の期間内に両締約国に対して裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。ただし、いかなる場合にも、仲裁裁判所の設置の日から両締約国への裁定案の提示の日までの期間は、百五十日を超えないものとする。締約国は、裁定案が提示された日の後三十日以内に、仲裁裁判所に対して当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

8　仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後四十五日以内に裁定を両締約国に示す。

9　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

10　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第十六・十条　仲裁裁判手続の終了

両締約国は、両締約国に対して裁定が下される前であればいつでも、裁判長に対して共同で通報することにより、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。この場合には、裁判長は、遅滞なく当該仲裁裁判手続を終了する。

第十六・十一条　裁定の実施

1　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、被申立国は、第十六・八条及び第十六・九条の規定に従って下された仲裁裁判所の裁定を速やかに実施する。当該被申立国は、当該裁定を速やかに実施することができない場合には、当該裁定を妥当な期間内に実施する。

2　1に規定する妥当な期間は、適当な場合には仲裁裁判所の裁定に添付された当該裁定の実施の期間についての提案を考慮に入れ、両締約国の合意により決定される。両締約国が当該裁定が下された日の後四十五日以内に当該妥当な期間について合意することができない場合には、いずれの締約国も、その問題を仲裁裁判所に付託することができるものとし、当該仲裁裁判所は、当該妥当な期間を決定する。

3　(a)　被申立国は、1に規定する妥当な期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、相互に満足すべき代償その他の代替措置の提供を図るため、当該妥当な期間の満了までに申立国と協議を開始する。

(b)　1に規定する妥当な期間の満了の日の後三十日以内に満足すべき代償その他の代替措置について合意されなかった場合には、申立国は、三十日の予告をもって通告を行った後、被申立国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することができる。

4　申立国は、被申立国が1に規定する妥当な期間内に裁定を実施していないと認める場合において、被申立国が3(a)の規定に基づく協議を開始しなかったときは、三十日の予告をもって通告を行った後、被申立国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することができる。

5　3及び4に規定する譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a)　当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(b)　一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施された時に解除されること。

(c)　裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d)　(c)に規定する無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

6　被申立国は、申立国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について3、4又は5に規定する条件が満たされていないと認める場合には、申立国に対して協議を要請することができる。申立国は、そのような要請を受領した日の後十日以内に協議を開始する。そのような要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、被申立国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができるものとし、当該仲裁裁判所は、当該条件が満たされているか否かを決定する。

7　この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第十六・七条2から4までの規定に従って任命する。両締約国が異なる期間について合意しない限り、この条の規定により設置される仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第十六・十二条　期間の変更

この章に定めるいかなる期間も、特定の紛争に関し、両締約国の相互の同意により変更することができる。